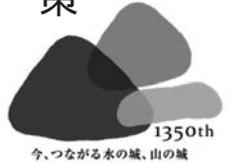


基肄城築造1350年

# 基肄城を知る④

## 古代の法律『令』に定められた防火対策

### —基肄城にある建物—



特別史跡 基肄城跡には、現在確認されているだけで約40棟の建物が確認されています。

それらの建物には、米や武器が納められていたとされ、建物跡のそばから多くの炭化した米が採集されています。また建物跡からは多くの瓦が採集されており、屋根に瓦を葺いていたことも分かっています。基肄城跡で確認されている建物は、その多くが礎石で柱を支える礎石建物で、屋根瓦や中に納められる物の重量を支えるための構造で、これらの建物の多くは、柱や床を支えるための柱を持つ、総柱の建物でした。

実は、古代の日本において、これらの建物にも建てる場所や防火対策について法律で定められていました。その法律が、奈良時代に定められた『大宝律令』、その後多くを引き写した

とされる『養老律令』に見ることができません。

律は現代で言えば刑法、令が行政法で、令巻第九に記された倉庫令第二十に、その内容を見るができます。「凡倉。皆於高燥処置之。側開池渠。去倉五十丈内。不得置館舎。」という条文です。読み下すと「凡そ倉は、皆高く燥ける処に置け。側に池渠開け。倉を去ること五十丈内に、館舎置くことを得ず。」とあります。当時の建造物は、木造で「鬼火」による火災記事も奈良時代に編さんされた『日本書紀』に記されるなど、倉に納められた物を守るためにも防火対策は、欠くことのできない課題であったと言えます。読み下し文からは、倉は乾燥した標高の高い位置に築き、その傍に防火用水としての池や溝を造れと命じています。防火用水

としての池は、井戸であるとも考えられ、太宰府の四王寺山にある大野城跡にも鏡ヶ池やけいさしの井戸が礎石建物跡の傍に掘られています。基肄城跡はどうでしょうか。そういえば、基肄城跡の東には、「つつみ跡」と呼ばれる大きな窪みがあります。かつては、ここに水が溜まり、子どもたちが泳いで遊んでいたと伝えられています。現在のこの「つつみ跡」の傍に建物跡は見出されていませんが、建物



基肄城の礎石建物（米倉礎石群）



つつみ跡

跡の存在を伺わせる平たい地形があります。

これら倉をはじめ基肄城全体を管理する館舎的な建物は確認されていませんが、『令』の規定に防火対策として倉から50丈、現在の尺度で約150m離れて建造することが定められていますので、現在確認されている礎石建物跡からは離れた場所で確認されるのかもしれませんが、いずれにしても、基肄城跡の建物をはじめとする各施設は、

古代の日本に定められた法律の規定に沿って築かれていたのです。

### ※問合せ先

#### 教育学習課

ふるさと歴史・文化係

電話92-2200

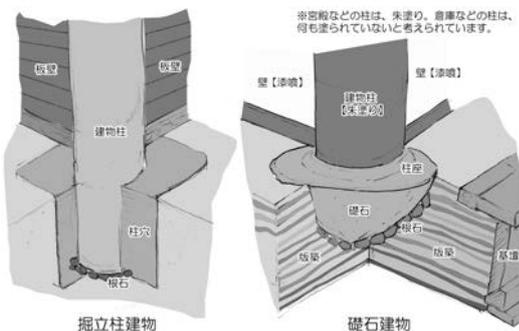
### ■礎石建物

礎石建物は、柱の沈下を避け、柱を支えるために礎石を据える建物です。古代日本では、主に役所や寺院の建物に用いられました。

### ■掘立柱建物

掘立柱建物は、柱を支えるために穴を掘り、その穴に柱を埋め込み建物を築くものです。

### ▲礎石建物と掘立柱建物【イラスト】



※密網などの柱は、朱塗り。倉庫などの柱は、何も塗られていないと考えられています。